

-----  
以上で第1部です。次に、いろいろ考えてライセンスを決めた後で、具体的にオープンデータを実施するときにどんな点に気をつければいいかということを話します。

まずライセンスに関する情報を表示する。「このデータはこういうライセンスで提供されています」ということはデータを受け取る人に伝わらないといけないわけです。そうすると、当たり前ですけどデータの近傍にライセンスについての情報があるのが望ましい。例えばWebサイトのフッター部分にライセンス情報がある。あるいは、フッターから飛べる利用規約のページに書いておくやりかたもありますが、複数のページを読み合わせないとライセンスの条件が把握しきれないのはちょっとまずいと思います。一番いいのは、「ああ、あのライセンスが適用されるのか」とわかるような、比較的広く知られていて、データを利用する人が聞いたことがあって見ただけでわかるようなライセンスが記載されているのが1つの理想だと思います。もしそれが無理でも、複数ページにまたがって書くようなことはしないほうがいいと思います。これも利用者の視点ですね。

クリエイティブ・コモンズのライセンスを例に、出典を記すときに、どんな情報を表示させる義務がライセンスに規定されているか書き出してみました。

まず第1グループは、「こういう情報があれば、データを利用する人は記載してください」という義務です。著作者の名前、作品のタイトル、これらはデータのタイトルに相当するものですね。それから、「このデータに関連するものとして何かURLが指定されていれば、そのURLも同時に添付してください」という規定になっています。こうした規定がライセンスに書いてあります。それから、作品を加工した場合には、「原作としてこういうデータを使いました」という旨を記載する、という規定があります。

こういった記載は、基本的には「合理的な形で記してください」ということと、「ほかに同様のクレジットとか出典表示をする場合には、それらのほかの作品のクレジット表示とくらべて小さい扱いにはしないでください」というぐらいの規定になっていて、具体的に「どういう場所にどのくらいのフォントの大きさで記載しなさい」といった指定はありません。

(次のスライド)

このあたりは先ほどとはちょっと性質が違うものでけれども、ライセンスに関する但し書き、「このデータは●●のライセンスで提供されています」といった文言ですね。それから免責情報に関する但し書き。例えば「免責情報はこちらに記載されています」みたいなことですね。それから、著作権表示、本当はマルシー、丸の中にCが置かれたマークですが、それに続けて制作年や著作者の名前を書く。こういったものがあればそのままの形で記載してくださいという規定があります。ちなみにこれらについては、元の作品に何も記載がなければ、何も記載する義務はありません。一方で、元の作品に記載があるかない

かにかかわらず、必ず記載しなきやいけないのはライセンスの URL、またはライセンスの全文です。これはどちらでもいいということになっていまして、普通はライセンスを全文コピー＆ペーストするのは大変なので、ライセンスの URL だけ書きます。例えばさっき言った CC-BY2.1JP の URL がありますので、これをベタっとどこかに貼りつける。

全部で 8 つあったと思いますが、こうした事項の記載を利用者に求めることになります。利用者からすると、何かデータを利用しようとしたときに、こうした 8 つの情報がきちんと探しやすいところにある。それから、例えば免責事項に関する但し書きが存在しないということが書いてあるという状態になっている。

(次のスライド)

そうなっていると、非常に親切なんですね。利用者からすると、「ああ、なるほど、じゃあこのデータはこうやって使えばいいんだ」というのがすぐに分かる。分かりやすいので、そういった形でクレジット表記とか各種記載事項に関する情報が記載されているのが理想だと思います。これ、実際、やっていらっしゃるデータ提供者もいるのですが、なかなか難しいというかちょっと高いハードルになっているというのも事実だと思います。

(次のスライド)

それから、これ、先ほど冒頭に見ていただいた質問の中にも関係するがありましたけれども。第三者の著作物が、自分たちで提供したいデータの中に混じっている場合がありますね。例えば被写体が著作物であるような画像、写真だったりとか、引用を含むものだったりとか、何か委託調査の成果物を含んでいたりとか、あるいは謝金を払って書いてもらった原稿、コラムなんかが含まれているレポートとか白書だったり、ほかにもいろいろあると思います。

で、こういったものをどう扱うかなんですかけれども、例えば CC ライセンスの場合には、典型的には、許諾をする著作者が持っている権利のみを扱う。つまり、例えばこの私が用意したこのスライドですね。このスライドの資料を皆さんにオープンライセンスで提供する場合には、「わたしが持っている権利について、皆さんが自由に使っていいですよ」と言うだけであって、そのほかの方の権利、例えば実際にはそうですね。例えば IPA の H さんが考えた質問文がスライドの中に入っていますけれども、それについては、私は許諾を与える資格はそもそもないので、許諾の対象外になっています。なので、第三者の権利が混じっていてもライセンスを適用することは一応可能です。ただ、実際には、利用者から見ると、何がライセンスされていて、何がライセンスされていない第三者の権利物かっていうのは必ずしもよくわからない場合があります。きちんとした引用であれば「ああ、明らかにこれは第三者の著作物だなあ」とわかる。例えば第三者の権利物がカギカッコでくくられていて、出典が書いてある場合などはよくわかると思うのですが、そうじゃないものはわかりにくい。今回のスライドについても、間違って、「この部分も、第三者である H さんが書いたものじゃなくて、提供者自身が書いたものだろう」と思い、ライセンスされていると勘違いして利用してしまう人が出てくるかもしれません。そういうことを考えて、

誤解に基づく利用のリスクが高い場合には「特にここからここまでが許諾の範囲ですよ」とか、「ここはライセンスに含まれる著作物ではありませんよ」といったことを付記する、というのがより親切なやり方と思います。

(次のスライド)

CC ライセンスの規定を見てみると第 6 条の「許諾者は品質についていかなる保証もしない」ということが書いてある中に、第三者の権利の不侵害の保証もしないっていうふうに書いてあります。このように、基本的には第三者の権利は、ライセンスの中では扱っていませんよと、許諾の対象にしていませんよというのがスタンスです。

(次のスライド)

著作権以外の権利について。例えば欧州を始めとしたいくつかの地域や国で認められているデータベース権は、これまでのクリエイティブ・コモンズ・ライセンスでは対象にしているないんですが、オープンストリートマップで使っているようなオープン・データベース・コモンズ系のライセンスでは対象として扱っています。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスでも。「バージョン 4.0」という、もうすぐ完成する新しいバージョンでは対象として扱う方向になっています。著作権と似ているけれども違う権利、データベース権はその代表ですけれども。それをどうするかというのは難しいところです。ライセンスによって扱いは若干違うんですね。それから、肖像権。例えば人物写真があると、写真を撮った人が著作者になっていることが多いのですが、写真を撮られた被写体のほうにも、著作権はないにしても肖像権がある場合があります。そうすると、その被写体になった方は別にクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを通じて何か自分の権利を許諾しているということはありませんので、こういった写真を利用したい方は別途被写体の肖像権の許諾を取る必要があります。これも、先ほどお話した、第三者の著作権が含まれている場合と同じで、「無断利用すると第三者の権利を侵害してしまうリスクが高くなるかもしれない」と考えられる場合には、利用者に注意を喚起することが望ましいかと思います。

まとめると、どのようなライセンスを付したとしても、第三者の権利を何も侵害をしないという保証がないということですね。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスもそうですし、他のオープンライセンスもそうです。この点のリスクは、利用者には分かりにくい点だと思います。この点については「変えたほうがいいのではないか」という議論もありますし、私も実はそういう意見をクリエイティブ・コモンズのグローバルなディスカッションの中で、ライセンスの改訂にあたって考慮すべき点として述べたこともあります。しかし、現状ではそういう保証はないままになっていますし、これまでそれで来ましたから、改めて保証しようとすると、非常に大変なことになります。保証をするためには、オープンなコンテンツを提供する側に非常に大きな負担がかかるというような別の問題もあります。

そこで、当面の解決策は、「そういうリスクが分かっている場合には注意を喚起する」とか、予想される利用形態を踏まえて、あらかじめ、第三者が関わる著作物を何か作るとき、

例えば契約するときに、「この作品はわたくしたちのほうに権利を一切合切いただいて、それをオープン化させていただきます」というような合意事項を盛り込んでおく。たとえ「一切合切いただく」というような常套文を持ちださなくても、オープン化に関して合意をしておくというような、早い段階での段取りというのが非常に重要になってくるかと思います。

以上が、一応わたくしのほうで用意したおおよそのお話です。

野口：まず今のところの補足をしたいと思います。

第三者の権利、あるいは引用についてですが、総務省さんの「情報通信白書」が昨年ぐらいからクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを付して公開されています。「総務省の情報通信白書を自由に使っていいですよ」ということで、公開に向けて委員会も立ち上げ、私もなんかも委員会の中に入って「どういうふうにオープン化できるだろうか」というのを色々と検討して、それもオープンにしています。よろしければ、こちらも見ていただければと思います。

次の補足として、先ほど「表示」ライセンスについて、例えば IPA サンの持っているデータをオープンデータにする際に、利用者に対して「これは IPA サンのデータですよ」という記載を、利用者の皆さんはちゃんと表示してください」とリクエストすることになります。我々はクリエイティブ・コモンズでライセンスの普及活動をしていますが、問い合わせ窓口に届く質問の 8 割から 9 割が、「どういうふうに表示をしたらいいんですか」という質問なんですね。データをオープンにしたのはいいんだけども、こうした質問に対して、個別に「これはこういう形にしてください」、「こういう形にしてください」と回答するのは結構な手間になる可能性があるので、総務省さんでは、「こういう形に表示してください」というテンプレートを作つてあらかじめ提供しているんですね。それで「これでも分からぬときは聞いてください」という形にしています。そういう形にすることで利用者もわざわざ問い合わせなくとも分かるし、こちらの手間も減らせるということです。

また、「第三者の権利が入っている場合にどうしたらいいでしょうか」という質問も多いです。総務省さんの情報通信白書も、見ていただくと、いろんなシンクタンクの資料から表をもらったり、図をもらったり、場合によっては他の調査結果を一部、許諾をもらって入れ込んだり、いろいろ第三者の権利が含まれています。先ほど渡辺からも紹介があったんですけども、結局ライセンスによってオープンにできるのは総務省さんが自分で作った部分であって、第三者が作った部分まで勝手にオープンにすることはできない。そうすると選択肢としては 2 つあります。

より良い方は、含まれているコンテンツの権利を持つ第三者ともう一度コンタクトして、「これから我々データをオープンにするんです。おたくのコンテンツも入っているんですけども、一緒にオープンにさせていただいてもよろしいでしょうか」というふうに、その第三者さんと交渉をすることで、その第三者が OK してくれればハッピーです。

けれども、例えば数がすごく多いと、それをやるだけで今度はすごくたくさんの中間が

かかってしまって、プロジェクトが挫折するとか、1年2年かかってしまうとかというような話になる場合もありますし、コンタクトをとって一生懸命交渉した挙句に「ダメです」と言われてしまった場合はどうするのか、という問題があります。もし、第三者のコンテンツの数が少ないと、「この権利者さんは話せば分かってもらえる」という見込みがあれば、きちんと話をしてまとめてオープンにするというのがベストだと思います。けれども、例えば省庁が出白書のような場合、利用している第三者のコンテンツの数がすごく多いため、「権利者に問い合わせしてダメと言われたところや、返事が返ってこない場合をどうする」という課題が出てきたんですね。

で、最終的に彼らがどうしたかっていうと、「こここの図表とか、何ページから何ページのこここの部分はライセンスの適用外です」ということを別途リストで作り、ここについては勝手に使わないでくださいと表示しました。「使いたい場合には個別に許諾を取ってください」というような対応に整理しています。

ユーザーの側から見て分かりやすければいいので。同じように全部リストにするだけではなく、「過去のものまでさかのぼって全部リストにするのが大変だ」という場合には、「第三者の誰々より提供」といった出典を表記することで、利用者から見て「あ、このコンテンツは第三者のものであってライセンサーのものじゃないな」と合理的に分かるものについては「使わないでください」という、包括的な注意で終わらせてしまうやり方など、いろんな場面があると思うんですね。

もちろん丁寧にやればやるほどいいんですけれども、あまりにコストが高くなつて自分のハードルを高くしすぎると、いつまで経ってもデータをオープンにできない、出せないという懸念もありますので、そこはバランス感を持ってご判断をいただく必要があると思っています。

もう1つ似たような話をしていくと、これも非常によく出る質問の1つで、「確かに他人から借りたコンテンツなんですかでも、実はこれ著作権がないものだと思うんですが、どうしましょう」という質問があるんですね。典型的には、例えば情報通信白書なんかでもそうですけれども、何かの市場シェアの数字や表、例えば何かの普及率が何パーセントっていう単純なグラフがあるとしましょう。通常、数字や事実には普通は著作権が発生しないと考えられており、数字や事実を単なる棒グラフや円グラフにしただけのものというのは著作権がないというふうに言われています。

少し話が戻りますが、総務省の情報通信白書の利用に際しての注意書きを画面に出していただきましたので、この白書のオープン化の事例を改めて説明します。

画面に写っているのは、「コンテンツを利用する場合には出典の表示をお願いします」ということの記載例ですね。ここで「図表リスト」と書かれているのは、先ほど言った、第三者に権利があるままの「ライセンスからの除外リスト」です。除外リストに記載されてない図表や文章の場合は権利者は総務省ですよ、としてあります。また、図表リストに掲載されている第三者のコンテンツについて、別途その第三者から許諾を得られた場合には、

表示としては情報通信白書からのデータで、かつ、原出典は（第三者の）●●株式会社ですよ、というふうに書いてくださいといったことも書いてあります。

その下により詳しい情報が出ています。一般的な注意喚起の記載がありまして、例えば人が写った写真のような肖像権があるコンテンツについては別途気をつけてくださいとか。あとそれより下に、「第三者が著作権を有している情報であっても、著作権法上引用など、ほかにちゃんとできる例外規定があれば利用できるような場合があります」ということをご紹介しています。

さらに下のほうには、「数値データ、簡単な表、グラフなどにはもともと著作権はありませんので、そういう著作権がないコンテンツについてはご自由に利用いただけます」といったことをご紹介しています。ただしそういう場合でも出典表示をお願いしていま。これはクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの利用者の義務ではないんですけれども、奨励をしていますというような意味ですね。こうして情報通信白書のオープン化が実現したわけですが、このときに、総務省さんの委員会でも議論になったのが、「じゃあどれが著作権があるコンテンツで、どれが著作権がないコンテンツか、一般の人には理解できるんでしょうか」という質問があったんですね。もし利用者に対してより親切にしようとすると、データの提供者のほうで、第三者のコンテンツを1個1個検討して、「これは著作権があります」「これには著作権はありません」といった具合に、全部のコンテンツを分類してあげれば、利用者としては安全なのですが、実際には先ほど渡辺がご紹介したとおり、著作権があるかないか非常にグレーだったり、よくわからないコンテンツもありますし、もしかしたら著作権は発生しないコンテンツかもしれないんだけれども、お金を支払って権利者から提供いただいているものもあります。そういういたコンテンツについて「これは我々としては著作権はないものと分類します」と表示して公開してしまうということは、「データ提供元にたいして失礼になるんじゃないかな」という、非常に日本社会的には重要な配慮もあつたりしました。ここはいろいろ議論をしたんですけども、総務省の方で、第三者のコンテンツに対して「これは著作権があるコンテンツです、これは著作権がないコンテンツです」という個別の判定はやめて、一般的な注意書きだけにしましょうという結論になりました。データの利用者、特に個人の方にはちょっとアンフレンドリーかなあという面もあるんですけども、ある程度資力のある人であれば弁護士に相談したり、勉強熱心な方であれば著作権の基本書なんかを読めばだいたいどういうコンテンツは著作権が発生しないのかっていうのが分かるんじゃないかなと。あと我々が期待しているのは、そのうち非常に親切なブロガーの人とか、記事の人、学者の人とかが、「例えばこういうコンテンツには著作権が発生しないから自由に使っていいんですよ」といったことを、総務省さんではない別の人があんまり解説をしてくれたりして、それによってデータ利用者にとってより分かりやすくなっていくようなことも、きっとこれから起こってくるんじゃないかなということです。そういう期待の下に、第三者のコンテンツの著作権の有無の判断については個別判断ではなく一般的な注意書きだけという処理をしています。1つの実例としてご紹介

しました。

次に、もう 1 つ別の例なんすけれども、経済産業省さんのオープンメタ構造などで入れているものですが、経済産業省のこの取り組みでは、先ほどの総務省さんよりは、利用者が何を表示するかという点についてはシンプルな感じですけれども、「写真や出典が明記されているものはライセンスの対象外です」というふうに書いてあって、先ほどと同様、「コンテンツを見て、それが第三者に属しているものだということが合理的に判断できるものについてはライセンスの対象外ですよ」というような対処をしています。こういったやり方が、今比較的オープンデータの取り組みが進んでいる総務省さん、経済産業省さんの対応の仕方になります。

男性 1：わたくしどもの公開データというのは報告書がメインです。そうするとその報告書のほうに「CC-BY2.1JP に基づくライセンスで利用可能です、ただし、合理的に他人の著作物だと分かるものについては対象外とします」っていうふうな形の明記を、それぞれの報告書に記載すれば良いということなのでしょうか。

野口：そうですね。それが最低限、必要なこととして、そこから先、より親切にやろうと思うと、先ほどの総務省さんの情報通信白書のライセンス表示についてのページをスクロールしていただくと、一番最後に、ライセンス対象外一覧表の表をつけていますね。ただ、情報通信白書はある程度過去にさかのぼって、確か平成 20 年度ぐらいからオープンデータに出していると思うんですが、過去にさかのぼって全部作業をするのは大変なので、もう過去についてはやりませんという整理をしていたと思います。今後作成する情報通信白書については、第三者と、「クリエイティブ・コモンズの表示ライセンスで全体を公開したいので、ご承諾いただけますか」という交渉を、白書の作成段階でやっておこうということになっています。それで逆に合意がとれなかったコンテンツについては、チェックをしておいて、ライセンス対象外コンテンツの表を添付して公開するというのが、総務省さんの方針です。親切なやり方ですね。

この点はたぶん組織ごとにいろんな判断がありえて、「うちはマンパワーがそこまでないからここまでできません」ということであれば、経済産業省さん的な、より一般的な注意喚起に留めるというやり方もあるかもしれないですね。

男性 1：なるほど。うちの場合、報告書などを掲載する際には、HTML で「こういう報告書を公開します」という文章があつて、そこに PDF の報告書のリンクが貼られているというものが多いんですけども、HTML のほうに記述するのか、PDF の報告書そのもののはうに記述するのか、どちらですか。

野口：どちらのほうでも結構です。

渡辺：どちらかじゃなきゃいけないという制限はないです。ただ、例えば PDF のファイルが HTML のページを離れてそれ自体で流通する可能性があります。だから、PDF の最初の

ページなり最後のページなり分かりやすいところにライセンスの情報が全部一括して書いてあるほうが、「ああ、これは自由に使っていいものなんだな」ということが分かるので、そちらのほうが効果的かもしれませんですね。

野口：一方で、PDFは基本的には改変はできないフォーマットなので、法的にはオープンだよって言っているのにも関わらず、PDFみたいに勝手に改変できないようなフォーマットで提供し、それでいて「改変していいですよ」と言うというのは、「なんかあんまり一貫性がないんじゃないかな」という指摘もあります。それで今後は、Word版、HTML版とPDF版を両方提供するやり方が出てくると思います。HTMLのほうが、利用者の視点でいえば、「これから改変しよう」と思う人たちのアクセスがしやすいということでもありますので。たぶん総務省さんなんかはPDFにもライセンスの情報を入れているとは思うんですが、ファイルをダウンロードできるページ自体にもライセンスを貼るなり、一般的な利用上の注意喚起を促したり、別文書で提供するといったやり方もあるのかなあと思います。

男性1：別文書というのは、オープンソースライセンスのように、本体とは別のテキストとして提供していくということですか。

野口：はい。そうですね。総務省さんのこのページはたぶんそういう形で、本体とは切り離した形で、条件の文章は別途提供している、私はそういうふうに理解しています。

野口：ページの一番上に「25年度版の利用にあたって」と書いてあるところ、そこがそういう利用条件のお話ですね。で、あとはPDF版、HTML版、CSV版は全部下に付いていますけれども、「それを利用するにあたっての利用条件はこうですよ」という内容を一番上に全部まとめて提示してるというような形になっています。

男性1：すると頒布するときにはライセンスシートと一緒にという断り書きを入れておけばいいってことですか。例えばPDFを頒布するときには「このPDFはCC-BYライセンスです」と。で、「細かいライセンスはこちらのライセンスシートに記述しておりますので、頒布するときにはこれと一緒に配布してください」と。

野口：そうですね。そういうふうに明確に注意喚起していただくと、ユーザーにとってもすごく分かりやすいものになるのかなあと思います。

男性1：分かりました。ありがとうございます。

司会：東さん、何かありますか。

東：東です。わたし、どうしてちょっとデータの方を考えてしまうんですけど、どちらかと言うと著作物、コンテンツ系のものはほんと、そちらのご専門なのでお任せという感じなんですね。例えばビジネス情報には著作権はないというのはたぶんかなり共通の認識だと思うんです。例えば白書を利用する使い方を考えたときに、CC-BYで提供されても、その白書の中にグラフがあってそこの数値を使って何か自分の研究に使いたい

とかいうときは本来、CC-BY として表示する必要は何もないということなのですね。それはちょっと確認ですけれども。

野口：先ほど総務省の情報通信白書について、「著作権のない情報があって、そこについては CC に従う必要はありません」ということが、一般論としてライセンスにも記載されている例を挙げましたが、ご指摘のとおりです。その白書を参照して、例えば事業者さんなんかが企業活動で、今の情報通信界のトレンドについてスライドを使って説明するのに情報通信白書を使いたいという場合。しかも、白書の中の図表の数値だけを抜き出している場合には、基本的にはそこには著作権はありませんので、ライセンスにしたがう必要はありません。ただし、お願いとして、できれば「これは情報通信白書さんから取りましたよ」ということを書いてください、という形をとっています。

男性 2：先ほどクリエイティブ・コモンズ・ライセンスで提供されたデータについて表示すべき情報の中で、なんかまずいことがあったときは原著作者の情報を削除しなさいと言えるという条項があるというお話がありました。もし削除要求の通知があれば実行可能な範囲で要求に応じて二次著作物から著作権著作者への言及をすべて削除しなければならないということですが、こういう事例って実際起きていますか。こういう条項って逆に非常に再利用を阻害しかねない、もう「この条項一つあつたら怖くて何も利用できない」といった萎縮も起きるんじゃないかなっていう気がするのですが、実際どういう運用になっているのでしょうか。

渡辺：わたくしの知る限りでは、この条項が発動された話は聞いたことがないです。一方で萎縮効果ですが、それを減ずるために一応「実行可能な範囲で」というのが入っています。ですから、例えば「既に何かコンテンツを CD に焼いてあちこちにばら撒いてしまって、それを全て回収するのは実行不可能である」ということであれば、無理にやらなくていいと思うんですね。こうした文言が一つの萎縮効果を減ずる手立てだと思います。

それから、ちょっと質問の内容とレベルがずれてしまうかもしれないんですけど、ライセンスを使ってオープン化をするときに、当然といえば当然ですけど結構いろいろな心配が出てくるのですが、ライセンスの持つ、「悪意を持って何かを利用しようとする人を防ぐ効果」というのは限られています。悪意を持った利用者というのは、そもそもライセンスがなく「あなたは複製をすることも改変することも全く許されません」と書いてあっても、やる人はやってしまうんですね。で、そういう人の悪意ある行為を完全に止めることは、ライセンスの条項ではできないんですね。

悪意ある利用者は探せばどこかにいるかもしれないですが、そういう人たちに対して、「じゃあ、わたしの名前そこから削ってくれ」という話が実際に出たというのは、私は聞いたことがないです。

野口：もともとデータ乱用、悪用乱用防止のために「お墨付きを与えたかのような表示はしないように」といった注意喚起があります。わたしが間接的に聞いた話では、1つはトラ

ブルの話です。MIT がオープンコースウェア(OCW)をやっているというのはご存知の方も多いと思うんですけども、MIT が教材をたくさん出して、で、自由に教育に使っていいですよと、改変をしていいですよと、オープンにしました。そしたらどこかの国の教育機関が、それをコピーをして使うだけではなく、「MIT 提携校」みたいな感じで勝手に MIT の看板を使った宣伝をしているといったトラブルがありました。もちろん、OCW を使って教育の質を高めるのはいいんだけども、それが変なふうに使われて、なんか MIT の元の教材が変わったように誤解されるのも避けたいし、MIT がその教育機関と本当に協定を結んでいるようみたいに思われたくないわけです。それで、ライセンスをバージョン・アップするときに、先ほどののような条項が入ったという話を聞いたことがあります。

男性2：名前の使い方として、そのように「権威を乗っとる、権威に乗っかかるような使い方とはやめてほしい」というのはわかります。逆に、オープンライセンスが付けられたコンテンツを利用して、「このコンテンツ提供者ってこんなひどいことを言っている」といった、名前を出した批判があったとしましょう。それはもしかしたら正当な批判かもしれない。だけどコンテンツ提供者が、「俺の著作物を使った上で、俺をバカにするのはまかりならん」と言って、コンテンツ提供者が「自分の名前を出すな」という圧力をかけるのに、この条項を使うかもしれないですよね。そういうことがあると、混乱するような気もするんですけど。

渡辺：その可能性は否定できないと思いますね。ただ、ライセンスがない場合を考えてみると、ライセンスがなくても批評の目的とか報道の目的で他人の著作物を引用することはできるわけですね。公表されている著作物であれば。

それなのに、このライセンスにしたがって利用した場合には、名前を消せって言われたら名前を消さなきゃいけなくなりそうですが、引用の範囲であれば、そもそもライセンスは必要ないですから、著作権法上の、ライセンスが不要な範囲で、「データ提供者はこんな報告書の中にこんなことを言っている」とか、著作権法にも適った形で引用して批判するといったことはできますし、法的にそれを止めることはできないですね。もちろん、批判が名誉毀損や信用毀損になるかどうか、という話は別に出てくる余地があるかもしれないんですけども、少なくとも著作権法上は合法的に引用できます。そこは法律的に確保されているので、ライセンスで確保、担保されてなくともかなりのことはできるようになっている、ということは言えると思います。

質問3：おそらくもう議論がもう尽くされていて、かつ、目くじらを立てる話じゃないかも知れないんですけども。「オープンデータとは」というところで。公開した結果、商業利用も可能ですよというふうな言い方になっていました。もう考えが古いのかもしれないんですけども、なんとなく「公のお金で作ったものを二次利用して売り物にしていいです」というのは、どれくらい日本全体で共通認識があるのでしょう。例えば、IPA のホームページで400ページの報告書がありますと。で、利用者がこのデータを販売してもいい

よと。今の例はいまいちかもしれません、そうしたことは意外と「あり」になっているということなんですかね。

渡辺：ありがとうございます。非常に良い質問で助かります。世界的にはこれほど合意事項と言っていいかと思います。ただ、一部非常に対立、葛藤が大きいのは、データを売ることを収益としている行政法人なんかがある場合です。例えばイギリスにはそういう難しい件として有名な例があります。そういった場合に、自分達が持っているデータを無料で提供して、で、かつ誰でも二次利用もできるし転売もできる、というような形にしてしまうと、組織としての財源がなくなってしまうし、ひいてはデータを作ることができなくなってしまう。こういうような場合には難しいと思います。これは、そういった形でオープン化しないで維持している方が社会のメリットになるのか、それとも、失われる財源の代わりに、政府が特別に財源を別途提供してでもオープン化をするほうが社会のメリットが確保できるのかという、2つの政策を天秤にかけることだと思います。これは報告書の場合も同じで、確かに税金で作ったものだとしても、それをオープン化することによって、例えば今まで届かなかつた人に届くとか、あるいはダイジェスト版がうまく作成されることで今まで読まなかつた人の手に届くとか、いろんな可能性が開けてくるわけですね。で、そのときには非営利利用だけに限らないほうが、いろいろとそこに投資をして、事業、ビジネスを通じて回収する人が出てくる可能性が高まります。そこから得られるメリットとそうしなかつた場合に得られるメリットを比べて、どちらがいいのかという話になってくると思うんですね。

例えば日本ではあまりその考え方をとらない人も少なくない感じはするんですけども、国によっては国民の税金を投じたものであるからこそ、逆にこれは誰でも使っていいものになっているはずだという考え方方が一般的であると。日本でも、「誰でも」というのがダメであれば、せめて日本に住んでいるすべての人、あるいはすべての日本国民が使えるべきであり、特定の利用者とか特定の用途に限るべきではないという考え方もありますね。日本の現状としてはまだまだこれは議論をしていく段階かもしれないとは思うんですけども、比較的、世界的にはほぼ意見は固まっているかなあという印象が私はあります。

野口：まったく同じご質問を10日ぐらい前に経済産業省さんからもいただきました。

で、省内でオープン化を推進している部署が「データを出せ」と言って回ると、やっぱり自分たちが国民の税金で作ったものについて、特定の企業がそれで利益を上げるっていうことにすごく違和感を持っている部署がたくさんあるというお話をありました。

ただ、今の例えば日本のオープンデータ、オープンガバメントデータの位置づけを見ますと、経済産業省さんでもそうなんですけれども、経済活性化の一環の政策として位置づけられているんですね。そこではもう完全に発想が逆と言いますか、もともとみんなの税金を使って作られたものなんだから、それで営利企業がお金を儲けて元気になり、トータルで税収が増えるんであれば、今全然使ってないものをそういうふうに使ってもらうこと

は素晴らしいことだというふうに考えを変えましょうという、そういう流れであるというふうにご理解いただければと思います。

東：ちょっとご質問からそれてしまうかもしれないんですけど、例えば情報通信白書をCC-BYで公開しようとするときには、先ほど詳しくおっしゃっていただいたように、ライセンスの対象外の、ほかの方が著作権を持っている図表とか写真とかが入っていることがおそらくほとんどかと思います。なので、そうした権利者の許可を取らずにその白書をそのまままるごと転売、というのはおそらくできないのですね。そういう意味で、たぶん来年以降になると、今後調査のための事業を業者さんに委託するときにちゃんと事前に権利処理して、その合意の下に事業をやって、オープンにした成果を直接誰でも販売していいよという形にはできると思います。来年っていうかそういう処理ができたあとになるかなあと思います。

もう1つ感じたのが、たぶんその出版物なり白書なりがそのまま成果物としてビジネスの活性化になるのは結構難しいかと。それよりも、我々はそのデータを扱うプロジェクトなんですけれども、どっちかっていうとそこに隠れているデータを公開していただくことのほうが重要で、例えば白書で上がったグラフを見るよりも、グラフの基になった、どこかで調査した生データがあるはずなので、その生データを公開していただくということを、我々オープンデータを進めているほうでは重視したいなあと考えております。ちょっとすみません、ご質問の主旨とはそれてしまいましたけど。